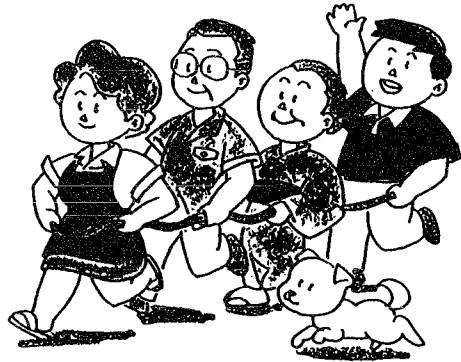


国民健康保険税は なぜ必要なのでしょう



長い人生を通して、医療を受けなくてもすむ人、というのは稀かと思えます。国保の制度は、加入者が病気やケガをした場合に経済的に援助しあう、相互扶助を目的とした制度です。

不幸にして病気や大ケガをしたことのある人にとっては、この制度がいかに大切なものが納得いただけますが、めったに病気などしない健康な人にとっては、目先の給付がないので、保険税を納めつづけていることに割りきれない感じを抱く人もなかにはあるかと思えます。

しかし、健康であるということは何にも増して幸せなことであり、誰もが願っていることでもあるわけですから、たとえ給付がなくとも健康であることを喜ぶべきことではないでしょうか。

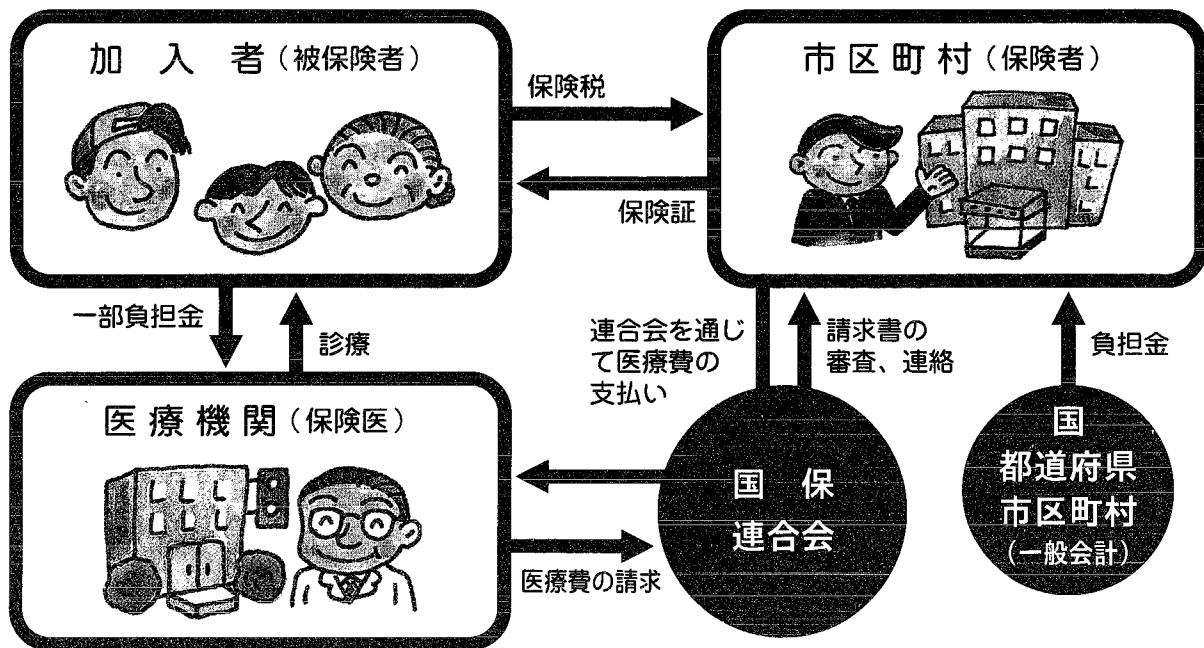
また、万一の場合でも、そのために生活が立ちゆかなくなるという心配もなく毎日を過ごしていけるわけです。そういう安心を与えてくれるのも国保の制度です。

その意味では、保険税は幸せの保証料であり安心料ともいえるでしょう。

国保のしくみは？

国保は市区町村(保険者)によって運営されています。その運営費は加入者(被保険者)からの保険税や国や地方自治体からの負担金などによってまかなわれています。そのしくみを簡単に図で表すと次のようになります。

国保のしくみ



国民健康保険税

平成9年度保険税の税率が決まりました。税額は、左記の税率により計算のうえ算出されます。なお、課税限度額は、53万円となります。

平成9年度の保険税率

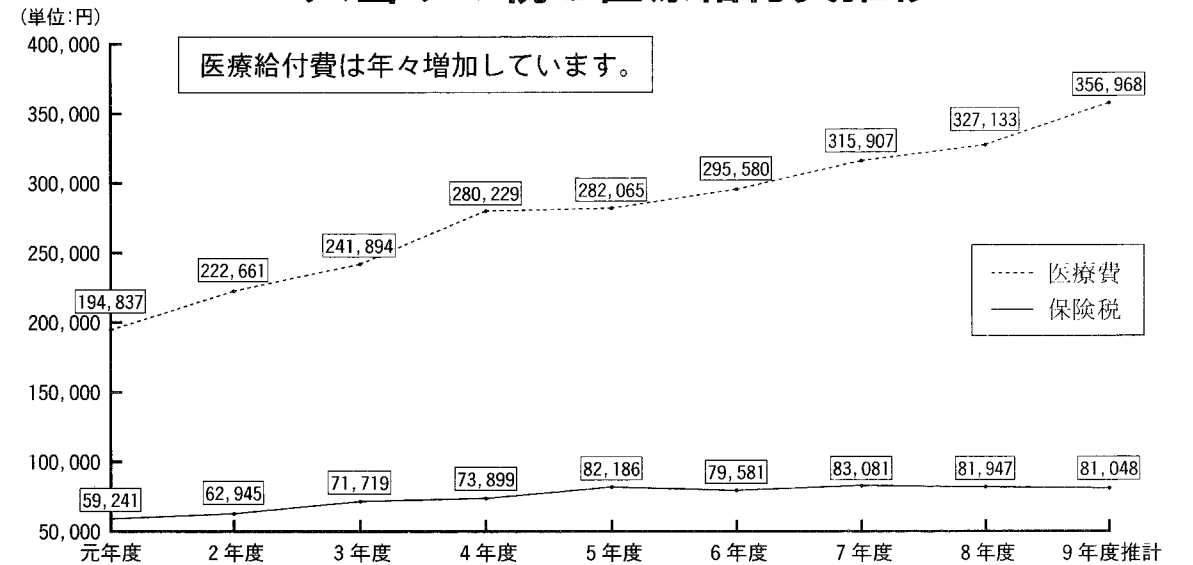
	計 算 方 法
所得割	課税所得金額×8.00% (8年の所得-基礎控除)
資産割	固定資産税×28.00% (9年度の土地・家屋分)
均等割	加入者1人当たり 24,000円 (8年度22,000円)
平等割	1世帯当たり 23,000円 (8年度21,000円)

3期分以降の保険税は…

左記の税率によって本算定を行い、年税額を算出します。年税額から1期、2期の暫定税額を差し引いて、過不足を精算します。納めすぎの時は還付し、不足の時は、3期、4期、5期、6期に分けて納税する事になります。

4月に納付書配布		8月に納付書配布			
1期 (4月)	2期 (6月)	3期 (8月)	4期 (10月)	5期 (12月)	6期 (2月)
暫定徴収税額 (昨年の年税額× $\frac{1}{3}$)		年税額-暫定徴収税額			
9年度年税額					

1人当たりの税と医療給付費推移



保険税の納め方



●保険税は資格のできたその月から納付します。

他の市町村から転入した	その日から	国保の資格と保険税納付の義務が発生します。
他の健康保険をやめた	翌日から	国保の資格と保険税納付の義務が発生します。

●途中加入・脱退の場合の保険税

途中で加入した	その月から	月割で計算します。
途中で脱退した	前の月までを	月割で計算します。